

入札参加予定者 様

公立学校共済組合道後宿泊所支配人

## 公立学校共済組合道後宿泊所で使用する電力供給仕様書等に関するQ&amp;Aについて

標記のことについては、下記のとおりです。

## 記

| 番号 | 質問事項   | 回 答   |
|----|--|---|
| 1  | 入札書及び入札内訳書を割印する際、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。  | 入札書及び入札内訳書の割印は、書類を重ねた状態でずらして押印をお願い致します。   |
| 2  | 契約書案第5条（権利義務の譲渡禁止等）<br>下記文言の追記をお願いできますでしょうか。<br>⇒ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。  | 2項に「前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡することができる。」旨の文言を付記致します。 |
| 3  | 契約書案第8条（検針）<br>計量日に関する記載がございましたが下記文言追記をお願いできますか。<br>『計量は毎月1日午前0：00とする』   | 協議に応じます。  |
| 4  | 契約書案第8条（検針）第10条（料金の請求及び支払い）<br>記載では「検針結果報告後、請求」とありますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。<br>文面： 計量⇒検針報告⇒請求<br>実情： 計量⇒請求・内訳送付<br>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。<br>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。 | 請求書において、最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、力率有効電力量、単価及び料金等が確認できれば実情に合わせた方法で構いません。                                 |
| 5  | 契約書案第18条（契約外の事項）<br>定めのない事項につき協議を行う際に<br>『乙の電力受給約款参照の上』を追記お願いできますか。  | 契約書（案）でお願いします。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 6  | <p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行致しました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。また、検針結果は、請求書の内訳をもって、検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですので、よろしくお願いします。</p>  | <p>協議に応じます。</p>  |
| 7  | <p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備及び引込位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>   | <p>契約期間中、当宿泊所では、高圧引込工事を実施する予定がございますが、電力の契約に影響を及ぼす、建替、増築、トランス増量、受変電設備を新設はいたしません。ただし、ケーブルやPASの機器の更新を予定しています。</p> |
| 8  | <p>SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてくださいいただけますでしょうか。</p>   | <p>現在の供給者は、大一ガス株式会社です。</p>   |
| 9  | <p>供給期間中に一般送配電の料金改定が行われた際には協議に応じていただけますか。</p>   | <p>経済状況の変動、天災地変、その他著しい事情の変化による場合は、協議に応じることは可能ですが、他社が値上げをしたという理由のみでの単価価格の見直しには応じられません。</p>                      |
| 10 | <p>契約に至った場合は、今回のお見積りに適用しております現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用する旨を記載した覚書を締結させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。<br/> （旧一般電気事業者は、自社のタイミングで燃料費調整額を含む標準メニューの見直しをすることができます。弊社で設定する料金メニュー単価を算定する仕組みの中には、燃料費調整額の算定諸元も考慮されております。お見積り提供後に旧一般電気事業者に算定諸元の見直しをされそれを適用としてしまうと、見積もった予定総額から大幅にずれてしまう可能性が高いため）</p> | <p>覚書の締結は致しかねます。</p>   |